

## 15. 地域活動と新しい公共

### (1) 社会経済動向の概要

#### 【近年の社会動向】

##### ①市民協働、市民公益活動

- ・地域で必要となる公共サービスの全てを行政が担うのではなく、地域の住民や町会・自治会、NPOなどの民間団体を含む多様な主体が役割を担う「新しい公共」という考え方にに基づき、連携・協力の取組みが進められている。
- ・その担い手の一つであるNPOは近年急速に増加している。

##### ②公共サービスへの民間活力の活用

- ・これまで地方公共団体が担っていた公共サービスについて、さまざまな手法を用いて民間団体を活用する取組みが進展している。
- ・指定管理者制度の導入により公の施設の管理を民間に委ねる取組みは、平成 19（2007）年時点で都道府県の施設の 59.2%で実施済みであり、市区町村でも延べ4万9千弱の施設で実施されている。
- ・官民競争入札により公共サービスに民間事業者を積極的に活用する市場化テストの取組みが進められており、東京都では平成 19（2007）年度よりモデル事業が実施されている。



#### 【課題】

- \* 行政サービスとしての質や信頼性を確保しつつ、市民、町会・自治会等の市民団体や NPO、民間事業者の活用により、その活力や工夫を積極的に行政に活用していくことが求められる。
- \* 必要な行政サービスをより効果的・効率的に提供できるよう、担い手となる民間団体等との連携を密にするとともに、こうした民間の担い手を発掘・育成することが求められている。

## (2) 個別分野の内容

### ① 市民協働、市民公益活動

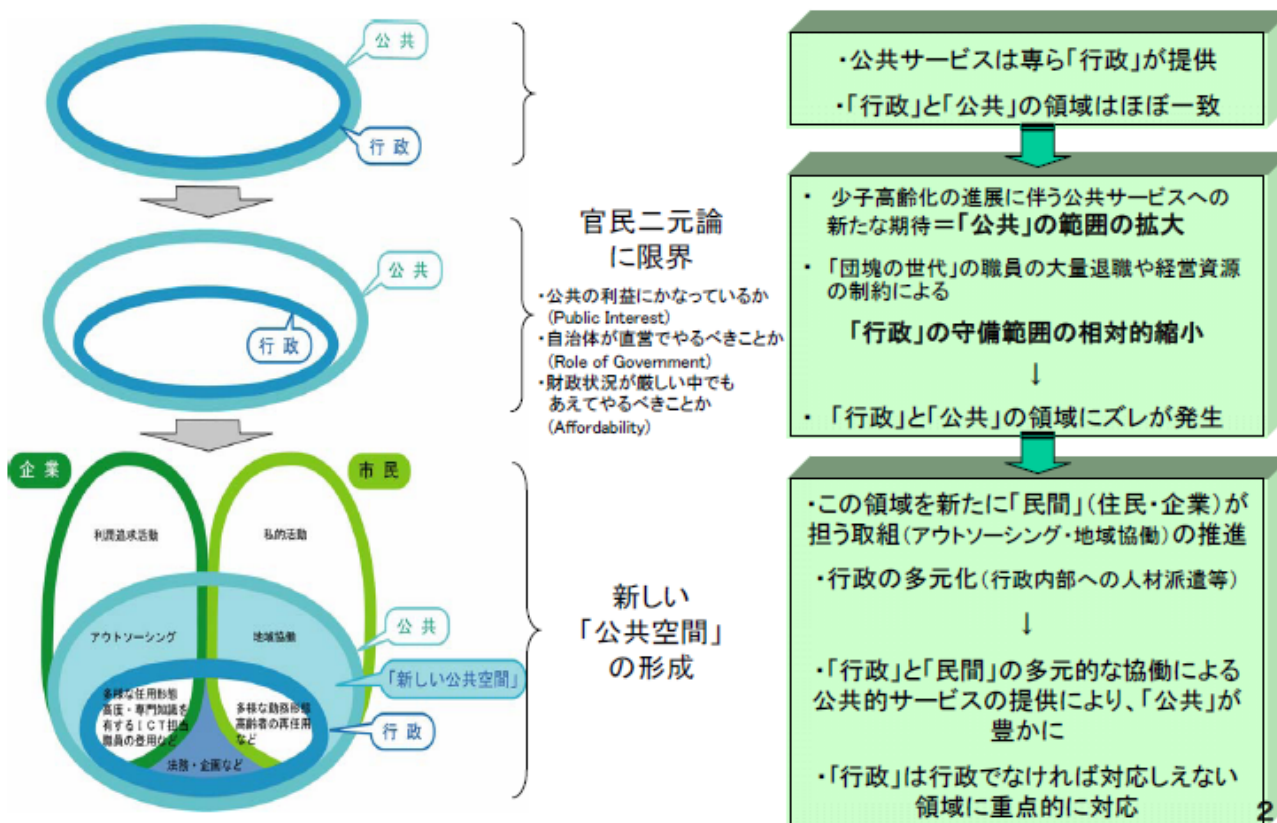
自治体財政を取り巻く環境が厳しさを増す一方、少子高齢化や住民の価値観の多様化などにより、行政需要が量的、質的に増大している。こうした中で、地域で必要となる公共サービスの全てを行政が担うのではなく、地域の課題解決や地域を良くする取組みに、地域住民や地域団体、NPO、企業等の民間団体が主体的な役割を担う「新しい公共」という考え方にに基づき、連携・協力の取組みが進められている。また、その担い手の一つであるNPOは近年急速に増加している。

図表 15-1 「新しい公共」に係る国の関係機関における論点

総務省（分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会）「分権型社会における自治体経営の刷新戦略—新しい公共空間の形成を目指して—」（平成 17 年 3 月）より抜粋
<b>■地方自治体の行政組織運営の地域協働の刷新の視点（Ⅲ）について</b> 1. 行政の担うべき役割の重点化と「新しい公共空間」の担い手の多元化 * 「行政」も「民間」もともに「公共」の役割を担えるよう、「公共」の概念を刷新し、新しい「公共」を多元的な主体の参加・活動により形成することにより、「行政」と「民間」のやりとりは双方向となり、「行政」の透明性、説明責任も確保されることが期待される。
総務省「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会報告書」（平成 19 年 4 月）より抜粋
<b>■地域団体等による公共サービス提供の推進のための枠組み整備のあり方</b> 地域団体等に公共サービス提供を担わせるために、以下のような枠組み整備の必要性を指摘。 * 住民団体等が役割を担いうることを確認する仕組み（事前登録制度、法人格の考慮等） * 地域団体等に対する支援の枠組み（基金創設等） * 行政責任の範囲の明確化及びそれを担保するための関わり方（委託契約が不適切な場合は補助等他の手法を検討等）

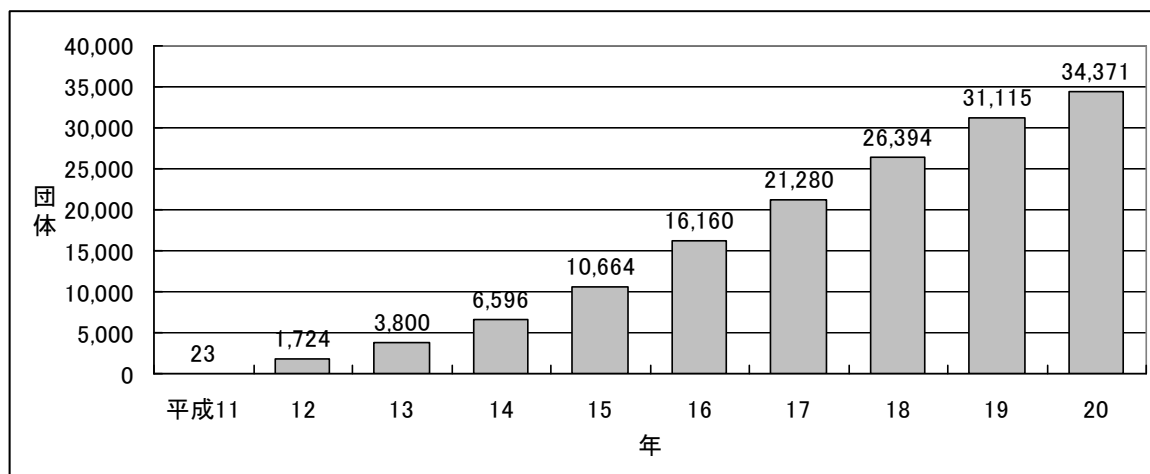
資料) 総務省（分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会）「分権型社会における自治体経営の刷新戦略—新しい公共空間の形成を目指して—」（平成 17 年 3 月）、総務省「地方公共団体における民間委託の推進等に関する研究会報告書」（平成 19 年 4 月）より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表 15-2 新しい「公共空間」の形成のイメージ



出典) 総務省(分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会)「分権型社会における自治体経営の刷新戦略—新しい公共空間の形成を目指して—(イメージ図)」(平成17年3月)

図表 15-3 認証NPO法人数の推移(各年3月末の認証数、全国)



資料) 内閣府資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

## ② 民間活力の活用

これまで地方公共団体が担っていた公共サービスについて、さまざまな手法を用いて、地域団体やNPOや企業等の民間団体を活用する取組みが進展している。

公の施設の管理を民間団体に委ねる指定管理者制度は、都道府県においては、平成 18 (2006) 年 9 月 2 日時点で既に公の施設全体のうち 59.2%の施設に導入されており、市区町村においても延べ 48,942 の施設で導入されている

また、官民競争入札により、価格・質の両面でより優れたサービスの提供が可能なら、積極的に民間に委ねていく市場化テストの導入が始まっており、東京都においては平成 19 (2007) 年度から公共職業訓練を対象にモデル事業が実施され、対象となったサービスの大部分を民間事業者が落札している。

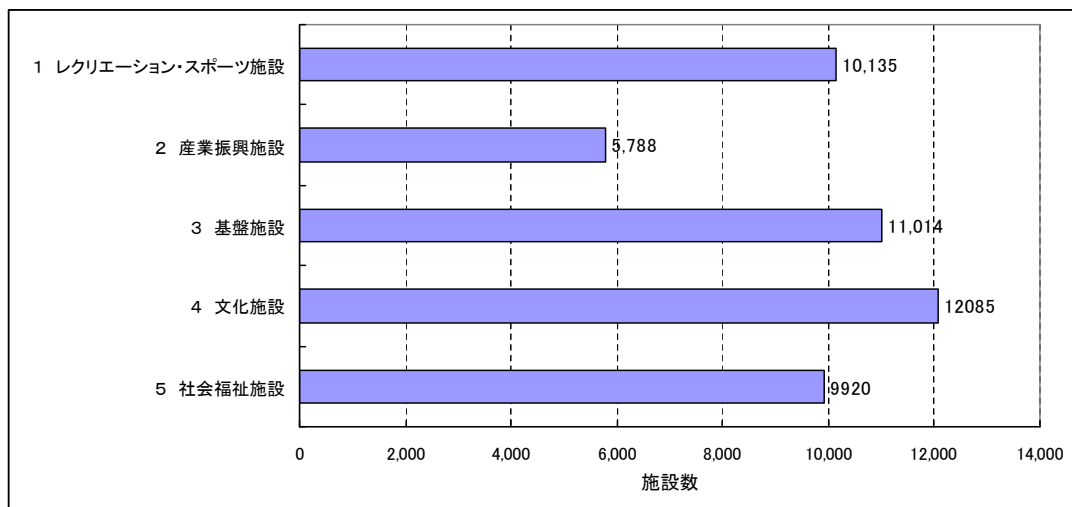
図表 1 5-4 都道府県における指定管理者導入状況 (平成18年 9 月 2 日現在)

	公の施設 総数	指定管理者 導入施設数	導入率
公の施設全体	11,973	7,083	59.2%
うち公営住宅を除く	5,144	2,554	49.7%

注) 都道府県分のみ。市区町村分は対象外。

資料) 総務省「公の施設の指定管理者制度導入状況に関する調査結果」(平成 19 年 1 月)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表 1 5-5 市区町村における施設種別に見た指定管理者導入数 (平成18年 9 月 2 日現在)



注) 市区町村分のみ。都道府県分は対象外。

### 1 レクリエーション・スポーツ施設

競技場、野球場、体育館、テニスコート、プール、スキー場、スポーツセンター

### 2 産業振興施設

展示場施設、見本市施設、開放型研究施設、産業交流センター、農産物直売所、観光案内施設

### 3 基盤施設

駐車場、駐輪場、公園、公営住宅、水道施設、下水終末処理場

### 4 文化施設

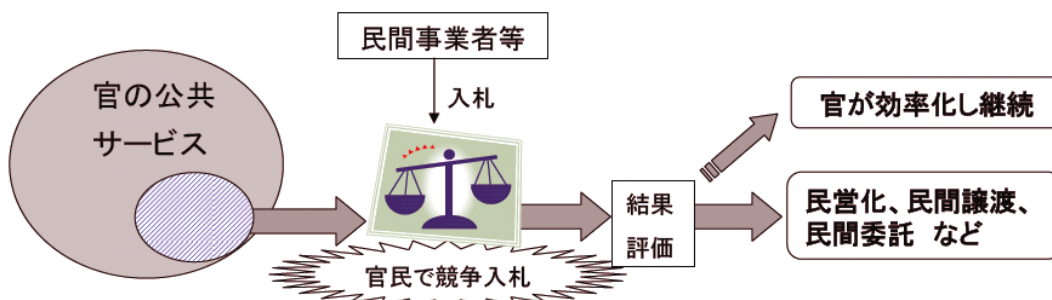
県民ホール、市民会館、文化会館、博物館、美術館、図書館、男女共同参画センター、コミュニティーセンター、芸術劇場

### 5 社会福祉施設

病院、保育所、老人福祉センター、障害者自立支援センター、リハビリテーションセンター、総合福祉センター、児童館

資料) 総務省「公の施設の指定管理者制度導入状況に関する調査結果」(平成 19 年 1 月)より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表 1 5-6 市場化テストのイメージ



出典) 内閣府「市場化テスト（官業の民間開放）」

図表 1 5-7 東京都における市場化テストへの取組（平成20年度モデル事業）

東京都では、「東京都版市場化テストモデル事業」として、平成 19（2007）年度に都立技術専門校における求職者向け公共職業訓練 7 科目を対象に市場化テストを実施し、うち 6 科目を民間事業者が落札、事業を実施した。

この結果を踏まえ、引き続き平成 20（2008）年度においては、都立職業能力開発センターにおける求職者向け公共職業訓練 8 科目を対象に市場化テストを実施し、その全てを民間事業者が落札、事業を実施する予定である。

【東京都版市場化テストモデル事業の概要】

○平成 19 年度事業：

- ・対象業務：都立技術専門校における求職者向け公共職業訓練 7 科目
- ・入札結果：延べ 24 件の民間提案があり、6 科目を民間事業者が落札

○平成 20 年度事業：

- ・対象業務：都立職業能力開発センターにおける求職者向け公共職業訓練 8 科目
- ・入札結果：延べ 21 件の民間提案があり、8 科目すべてを民間事業者が落札

資料) 東京都資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成